

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		一般社団法人 まちづくりうらそえ		
名称:	浦添市母子生活支援施設 浦和寮	種別:	母子生活支援施設	
代表者氏名:	代表理事: 大城 喜江子	利用世帯数	13世帯	
施設長氏名:	桃原 弘子			
所在地:	〒901-2127 沖縄県浦添市屋富祖2-5-14		電話番号:	098-877-8051
開設年月日	昭和49年10月1日		ホームページ:	
職員数	常勤: (9) 名、 非常勤: (7) 名、 計: (16) 名			
専門職の人数	社会福祉士	(1) 名	児童福祉司	(1) 名
	保育士	(3) 名	心理カウンセラー	(2) 名
	社会福祉主事	(6) 名	調理師	(2) 名
	社会教育主事	(1) 名	教員免許	(6) 名
	第2種幼稚園免許	(4) 名	産業カウンセラー	(2) 名
施設・設備の概要	・母子室(20) ・ショートステイ室(3、1室は身障者用) ・保育室 ・調理室 ・静養室 ・相談室 ・パソコン室 ・集会室 ・学習室 ・事務室 ・夜間職員待機室 ・守衛室 ・倉庫(4)			

③ 理念・基本方針

浦和寮の理念:

- 1, 子どもの最善の利益のために最大限養護します。
- 2, 自己決定に基づいて主体的な生活が送れるよう支援します。

基本方針:

- 1, 私たちは、子どもの権利の養護を最大限擁護します。
- 2, 根拠に基づいた支援を心がけ、母と子の自立をサポートします。
- 3, 多様化する社会的ニーズに合わせた取り組みについて地域連携します。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ※ 本来事業に併設して行っている事業：
- ・ 浦添市子育て短期支援事業
 - ・ 保育機能強化事業
 - ・ 沖縄県ひとり親家庭学習支援事業
 - ・ 沖縄県女性委託支援事業
 - ・ 沖縄県児童相談一時保護委託事業
- ※ 定例会後に利用者同士の意見や要望を話す時間を設けている。
意見や要望、クレーム等についての内容や対応、解決結果等を速やかに報告している。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年8月25日（職員説明会）～11月26日（職員報告会）	
	訪問調査	10月12日～13日
	評価結果確定日	2021（令和3）年12月7日
受審回数 前回の受審年度	3回目 （平成29年度）	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1 支援の基本である母親と子どもの個別の課題に対する専門的支援を行い、必要に応じて母親への日常生活の支援を行っている。

社会福祉士等の資格を有する母子支援員と保育士や教員免許の有資格者である少年指導員が、母親と子どもの個別支援計画を作成している。課題を抱えている母親には、必要に応じて主治医や心理士等につなぎ、母親が相談できる支援をし、同行支援する場合もある。不登校児には、心理カウンセラーの資格を有する個別対応職員が子どもに寄り添って支援している。生活経験の乏しい母親には、母子支援員が日常生活（食事作り、入浴、洗濯、掃除等）全般の指導をしている。部屋の片づけが気になる場合は、毎月の防災点検等の安全点検時に、部屋の整理整頓の支援を行い、金銭管理が難しい場合は家計簿を一緒につける等で自立に向けた支援をしている。借金がある場合は、自己破産手続きを弁護士と相談し、母親の病気や残業時は、保育園や学校への送迎を行い、若年の母親には、ミルクの作り方や夜泣きの対応方法等を教えている。子どもの発達について不安を抱えている場合は、安心して子どもと関われるように情報を提供し、助言を行い、必要に応じて市の保健相談センターや障害児通所支援事業所と連携して支援している。母親が施設を自分の居場所として感じられるよう、母親同士の話し合いの時間を毎月の定例会の後に設けて交流の機会とし、施設内で月1回、ペアレントトレーニングを開催している。

関連項目：55、57、58、59

2 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援、及び配慮が必要な母親と子どもに対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携している。

母親の悩みや不安には主に母子支援員が対応している。母親から暴言を受ける子どもには、母子支援員と保育士、少年指導員、個別対応職員が介入し、必要に応じて、市の子ども家庭課や保育園、小学校などの関係機関と連携し問題解決を図っている。障害や精神疾患等、配慮が必要な母親と子どもへの支援としては、障害者手帳や障害者年金、生活保護等の情報を提供し、活用を促している。当施設へ入居したことで知的障害があることがわかり、療育手帳を取得した母親の事例がある。ADHD等で何らかの遅れのある子どもには、療育手帳の取得の支援をしている。公的機関や就労先への事務手続きの同行や代弁の支援、保育園や学校への入園や入学の手続きの支援をし、不登校児の対応では関係機関と連携している。精神疾患等があり配慮が必要な母親や子どもには、主治医と連携して通院に同行する等の支援を行い、保育園や学校からの文書の整理や公的手続き文書の記入方法を教え、関係機関の職員との相談方法やコミュニケーションの取り方についても支援している。

関連項目：69、70

3 理念、基本方針を明文化して職員や母親と子どもに周知し、施設経営をとりまく環境と経営状況を把握・分析し、経営課題を明確にして具体的に取り組んでいる。

今年度、理念や基本方針を見直して明文化し、職員行動指針も策定されている。理念は、施設の使命や目指す方向や考え方を読み取ることができ、基本方針はわかりやすい内容に見直して掲示している。理念、基本方針と全国母子生活支援施設協議会倫理綱領が事業計画に記載され、職員には職務会で配布し、説明している。母親には、わかりやすく作成した「利用者のしおり」に掲載して、入所時等に説明している。社会福祉事業全体の動向は、全国母子生活支援施設協議会が年4回、発行する「全母協通信」で把握し、地域の福祉計画の策定動向と内容は、浦添市第4次でだこ親子プラン等から把握している。地域の課題としては、若年出産やショートステイの増加等、母親や子どもの支援のニーズを把握している。経営課題として、職員の事務負担や情報の共有、情報のデータ化、個人情報の保存等を明らかにして、昨年度から取り組んでいる。改善課題は、理事会で協議して共有され、職務会で職員に周知している。システム導入については、職員参画により意見をまとめ、今年度から起動させて情報の共有やデータ化、個人の支援記録の保管にクラウドを活用する等、課題の改善に取り組んでいる。

関連項目：1、2、3

◇改善を求められる点

1 標準的な実施方法（マニュアル）にもとづいた支援の実施、及び標準的な実施方法の見直しをする仕組みの確立、マニュアルに沿った母親と子どもの権利擁護や職員等による不適切な関わり（権利侵害）の防止に向けた取組の徹底が望まれる。

危機管理や自立支援計画作成、入所受け入れや退所、アフターケアの手順、母親の就労に関する事等、支援全般にわたってマニュアルが作成されている。母親と子どものプライバシー保護マニュアルの冒頭に倫理綱領の人権侵害防止を掲げ、母と子への権利侵害を許しませんと明記している。

母親や子どもとの日常会話や個別面談、帰宅時の様子等を確認して支援しているが、権利擁護に関しては、マニュアルに基づいた支援が実施されているかどうかの確認、及び具体的な取組の徹底が望まれる。不適切な関わりの起こりやすい状況や場面については、具体例を示しながら研修等を実施し、職員による不適切な関わりを行わないための支援技術の習得が望まれる。「職員からの不適切な関わりが発生した時（事故対応）マニュアル」は前法人の仕様となっており、マニュアルの見直しをする仕組みを確立し、早急な見直しが望まれる。

関連項目：40、41、46、47

2 運営の透明性を確保するための情報公開、及び公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が望まれる。

第三者評価の受審結果は県のホームページで公開され、苦情内容については苦情受付簿が整備され、第三者委員会を開催して是正・改善し、記録は保管されている。解決結果については定例会で母親に報告するとともに、個人情報を除いて1カ月程度施設内で掲示して公表している。職員は「福祉サービスに関する苦情処理解決セミナー」をオンラインで受講している。適正な経営・運営のための取組として、組織及び事務に関する規程や経理規程が整備され、職務分掌と権限・責任は職務分掌表に明記して職員に周知している。今年度から税理士事務所と契約して財務の月次報告がされている。

社会的擁護関係施設として、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況、及び施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報等の公開が望まれる。経理規程への取引等に関するルールの追記、及び内部監査の実施、税理士等の指摘事項にもとづく経営改善が望まれる。

関連項目：21、22、34

3 事業計画の適切な策定が望まれる。

事業計画は職務会で協議し、各担当職員の意向を踏まえて策定され見直しも行われている。事業計画策定後は職務会で職員に周知している。母親には年度の事業計画表を配布し、参加を促す観点から計画の主な内容は毎月の母親定例会で説明し、掲示もされている。子どもに対しては主に行事の説明となっている。

事業計画の実施状況の把握や評価に関する時期等についての手順の作成、及び事業計画の主な内容のわかりやすい資料を作成して母親や子どもがより理解しやすい工夫を行い、子ども会や母親定例会等で説明することが望まれる。

関連項目：6、7

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、団体として初めて第三者評価を受けることになりました。職員全員が事前の準備から参加できたことで日々の業務を見直す機会となり、施設の強みや弱みについても再確認できました。職員からは「知らなかったことが多く、勉強になった」との声も多く聞かれました。実効性のあるマニュアル作成や定期的な見直しも含め、理念や基本方針が推進できるようにしたいと思いました。職員の志や専門職としての意識が高まったと感じました。課題解決に向けた意識改革や専門職としての意識の向上につながりました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 評価結果 (母子生活支援施設)

共通

評 価 項 目		評価 結果	
		職員の 集計結果	
I 支援の基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a	
判断基準	a	法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、母親と子どもへの周知が図られている。	
	b	法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
		○ 2	理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
		○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
		○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
		○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。
		○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	コメント		<p>理念、基本方針の明文化と周知については、施設の理念や基本方針を今年度見直して明文化し、職員行動指針も策定されている。理念は、施設の使命や目指す方向や考え方を読み取ることができる。基本方針はわかりやすい内容になっており、施設内に掲示している。理念、基本方針と共に全国母子生活支援施設協議会倫理綱領も事業計画に記載し、職員には職務会で配布・説明して周知している。母親には、「利用者のしおり」に掲載してわかりやすい資料を作成し、入所時等に説明している。</p> <p>理念、基本方針のパンフレット、ホームページ等への掲載に期待したい。</p>

評価項目			評価結果	
I-2 経営状況の把握				
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	①	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	
	判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
		b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
		c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
		○	2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
		○	3	母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
		○	4	定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		施設経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握については、全国母子生活支援施設協議会が発行する「全母協通信（年4回発行）」により社会福祉事業全体の動向を把握している。地域の福祉計画は浦添市第4次でだこ親子プラン（第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画）等から策定動向と内容を把握している。母親や子どもの支援のニーズは、若年出産やショートステイの増加等、施設が位置する地域の課題を把握している。今年度から税理士と契約して定期的に月次報告が行なわれている。		
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	
	判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
		b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。	
		c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
		○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
		○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
		○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		経営課題を明確にした具体的な取組としては、職員の事務負担や情報の共有、情報のデータ化、個人情報等の保存等の課題を明らかにして、昨年度から取り組んでいる。改善課題については、理事会で協議して共有され、職務会で職員に周知している。具体的な取組として、システム導入についての検討は、職員参画により意見をまとめている。今年度からシステムを起動させ、情報の共有やデータ化、個人の支援記録の保管にクラウドを活用する等、課題の改善に取り組んでいる。		

評価項目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	判断基準	a	経営や支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
		b	経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
		c	経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
		○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
		○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、法人として5年間（2021～2026年）の中・長期計画を作成している。計画は、法人理念や運営方針が明示され、事業として、法人運営部門や児童センター部門、母子生活支援施設、第三の居場所の4事業ごとにまとめられている。母子生活支援施設としての社会的背景や課題が明示され、事業計画は、①母子生活支援施設のビジョンの実現を目指す（7項目）、②支援の専門性と職員の資質向上のための取組（2項目）等の総論が作成されている。浦添市からの指定管理施設として、平成30～令和4年度までの5か年計画が策定されている。管理運営を行うにあたっての方針や管理運営の基本的考え方、児童の健全育成、母子の自立に関する考え方、DV被害・児童虐待への対応、安全・防災管理、衛生管理、地域住民・関連機関との連携、苦情への対応、年間行事、職員の研修計画、相談業務等の考え方や取り組み方法が明示されている。</p> <p>5年間の中・長期計画は、年度ごとに予定する事業の明示、及び事業を実施するための年度ごとの収支計画の作成、必要に応じた見直しが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
		b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
		c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
		○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
		○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
		○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定について、単年度の事業計画は入所初期の支援や母親への支援、子どもへの支援、DV被害者支援、虐待防止支援、事故と安全対策、研修等、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定する等により、実施状況の評価が行える内容となることが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
		b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
		c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
		2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
		3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
		○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
		○ 5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。
	コメント		<p>事業計画の策定と組織的な実施状況の把握や評価・見直し、及び職員の理解について、事業計画は全職員が参画する職務会で協議し、各担当職員の意向を踏まえて策定されている。事業計画の策定は、法人で10月と定めて実施し、見直しも行われている。事業計画策定後は職務会で職員に周知している。</p> <p>事業計画の実施状況の把握や評価に関する時期等についての手順の作成が望まれる。</p>
7	②	事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
	判断基準	a	事業計画を母親と子どもに周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
		b	事業計画を母親と子どもに周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
		c	事業計画を母親と子どもに周知していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。
		○ 2	事業計画の主な内容を子ども会や母親定例会等で説明している。
		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。
		4	事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>事業計画の、母親と子どもへの周知と理解を促す取組については、母親に年度の事業計画表を配布している。参加を促す観点から、計画の主な内容は毎月の母親定例会で説明し、掲示もされている。子どもに対しては主に行事の説明となっている。</p> <p>事業計画の主な内容のわかりやすい資料を作成し、母親や子どもがより理解しやすい工夫を行って、子ども会や母親定例会等で説明することが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	
コメント		支援の質の向上に向けた組織的な取組については、自己評価と利用者アンケートを毎年実施し、その結果を浦添市に提出して浦添市浦和寮指定管理者運営評価委員会で集計・評価されている。令和2年度の運営評価委員会から評価結果の通知が発出されている。総括としてショートステイの需要増や心理士の設置等が評価されている。課題としては、「利用者アンケートでDV被害者に対する配慮を求める声が複数出ている」「職員への規則や要綱の周知の必要性」「事業計画の職員への周知と見直し」「勉強会等による職員の資質向上及び個々の世帯に対する支援の強化」等の指摘がある。評価結果の課題に対して、相談室の移動や職員参画による事業計画の作成等、PDCAサイクルに基づいて取り組んでいる。	
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。	
	c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		評価結果にもとづく施設として取り組むべき課題の明確化と計画的な改善策の実施について、改善課題としては、浦添市浦和寮指定管理者運営評価委員会から「利用者アンケートでDV被害者に対する配慮を求める声が複数出ている」「職員への規則や要綱の周知の必要性」「事業計画の職員への周知と見直し」「勉強会等による職員の資質向上及び個々の世帯に対する支援の強化」が提示されている。昨年度からの課題である理念・基本方針の見直しやシステムの導入、税理士の導入等については、職務会において職員間で課題を共有し、職員参画のもと改善されており、マニュアルの見直しに取り組んでいる。評価結果に基づく改善課題の文書化、及び計画的な取組、必要に応じた改善計画の見直しが望まれる。	

評価項目			評価結果
II 施設の運営管理			
II-1 施設長の責任とリーダーシップ			
(1) 施設長の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>施設長の役割と責任を職員に表明し理解を図ることについては、施設設置時の運営規程に母子生活支援施設としての運営方針を明示している。自らの役割と責任については、施設長就任時に関連機関等に就任挨拶のはがきの送付をして表明している。施設長の役割や責任は職務分掌に明記され、職務会で職員に周知している。</p> <p>有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等も含めて明確にすることが望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組としては、就業規則に「自己の利益を図り、または、他より不当に金品を借用し若しくは、贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと」と規定し、施設長自らも取引事業者との適正な関係を保持している。法令遵守の観点から、「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」や「DV防止について考える3回連続講座」（加害者は文化ですら利用する、相手をサポートするために等）を受講している。環境への配慮等も含む遵守すべき法令等を把握し、毎月の消防訓練や職員の健康診断、簡易水道の法定水質検査や消防設備保守点検、貯水槽清掃や害虫駆除、エレベーター保守点検やグリストラップ清掃（年2回）等に取り組んでいる。施設長は就業規則にハラスメント防止や労働基準法改正に伴う年間の年休5日取得の実施等について追加し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	

評価項目			評価結果	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。				
12	①	支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	
着眼点	判断基準	a	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	
		b	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
		c	施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
		○ 2	施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
		○ 3	施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
		○ 4	施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
		○ 5	施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
		○ 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
	コメント		<p>支援の質の向上に意欲を持った取組への指導力の発揮について、施設長は支援の質の現状について、毎年自己評価を実施して継続的に浦添市に提出している。浦添市浦和寮指定管理者運営評価委員会で自己評価を集計・分析して評価され、課題が提示されている。改善課題として「DV被害者に配慮する姿勢」「規則や要綱の職員への周知の必要性」「事業計画の職員への周知と見直し」「勉強会等による職員の資質向上及び個々の世帯に対する支援の強化」等、職員の資質向上や利用者に対する支援の強化等の取組を明示している。職員の参画による事業計画の作成や職員研修の実施等、課題の改善を行っている。支援の質の向上については職員の意見を反映して給与や手当の改善に取り組み、職務会で検討する体制があり、自らも参画している。職員に、基幹的職員研修や初級SE P支援者研修、ひとり親家庭相談機関職員研修等の県内研修を受講させ、施設内研修として母親学(8回)を実施し、自らも職員とともに「DV防止について考える講座」等を受講し、専門性の向上に努めている。</p>	

評価項目			評価結果	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	
	判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
		b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
		c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
		○	2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
		○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
		○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント		<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮については、人事体制として、保育士と少年指導員には専門職として給与の改善や勤務体制の見直しを行い、定着化に取り組んでいる。労務に関しては月10時間の残業が認められているが、残業をしない体制や利用者からの相談受付を子どもの生活時間を保障するために20時までとすることなどを検討している。心理士による職員の個別面談の実施やカウンセリングの導入等、職員の働きやすい環境整備にも取り組んでいる。経営改善や業務の実効性の向上に向けては、施設内での意識形成をするため職務会に報告し、積極的に参加するとともに、理事会に提案する等により実行している。</p>		
II-2 福祉人材の確保・育成				
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	
	判断基準	a	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
		b	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
		c	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点		1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
		○	2	支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
		○	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
		○	4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
		○	5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
コメント		<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、支援に関わる職員は社会福祉士や保育士、心理士など専門職を配置し、必要な人材や人員体制については具体的な計画が明示されている。計画に基づいて福祉人材が確保され、ハローワーク等を通して効果的な採用活動が行われ、採用後は県社協主催の新任研修や専門職としての研修が受講されている。加算職員として学童対応職員を配置し、人員体制の充実に図っている。</p> <p>必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え、及び福祉人材と育成に関する方針の確立に取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果		
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b		
	判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。		
		b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		
		c	総合的な人事管理を実施していない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	
			2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
			3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
コメント		<p>総合的な人事管理として、理念・基本方針にもとづき、「期待する職員像」を明確にしている。職員の処遇改善の必要性等の評価・分析に取り組み、改善策として専門職（保育士と少年指導員）の給与の見直し・改善を実施している。</p> <p>人事基準を定め、それに基づいて成果等を評価するなど、職員が自ら将来の姿を描くことができるような職務に関する総合的な更なる仕組みづくりが望まれる。</p>			
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。					
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b		
	判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。		
		b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		
		c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
		○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
		○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
		○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
			5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
		○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
			7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
		○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
		コメント		<p>職員の就業状況や意向を把握した働きやすい職場づくりの取組として、職員の労務管理に関する責任者は施設長で、有給休暇の取得や時間外労働等の就業状況を把握している。毎年、職員の健康診断が実施され、個別面談や職員の相談には施設長が対応している。年休は5日の範囲で時間休の取得を認め、産前・産後や育休明けの職員への早朝出勤免除の配慮等、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、保育士と少年指導員の待遇改善が図られ、働きやすい職場づくりに努めている。</p> <p>職員の希望の聴取等をもとにした総合的な福利厚生の実施、及び改善策を人材や人員体制に関する具体的な計画に反映させ、人材確保・定着の観点から働きやすい職場づくりに関するなお一層の取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
	判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
		b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
		c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
		2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
		3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		職員一人ひとりの育成に向けた取組として、「期待する職員像」は基本情報に明記されている。 職員一人ひとりの目標については、目標項目や目標水準、目標期限を明確にし、年2回の面接を実施して進捗状況や目標達成度の確認を行うことが望まれる。	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
		b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
		c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
		○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
		○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
		5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施について、外部研修は計画が作成され、計画に沿って実施されている。研修参加者は報告書を提出し、ケース会議でも報告している。 事業計画への「期待する職員像」及び施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示、内部研修計画の作成、研修内容やカリキュラムの定期的な評価と見直しが望まれる。	

評価項目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
		b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
		c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
		○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
		○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
		○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
		○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
		○ 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。
コメント		<p>職員一人ひとりの研修機会の確保については、個別の職員の専門資格の取得状況等を把握し、県内3カ所の母子生活支援施設協議会（以下、「3施設協議会」という）で実施する職種別・テーマ別の研修や会議に参加している。新任職員は沖縄県社会福祉施設初任職員研修を受講し、日々の業務の中でOJTが実施されている。外部研修の情報は職員間で共有している。各職種が平等に研修に参加できるように配慮し、研修の参加費と交通費は施設が負担して、職員は研修報告書を提出している。スーパービジョン体制の確立として、スーパーバイズ研修が実施され、心理士による職員個別面談を実施し、毎年、職員に基幹的職員研修を受講させて4人が修了している。</p>	

評価項目			評価結果	
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	①	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	
判断基準	a	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。		
	b	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。		
	c	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
		○ 2	実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
		○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
		○ 4	指導者に対する研修を実施している。	
		○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組について、基本姿勢は事業計画に明記している。実習生等の養育・支援のマニュアルに沿って施設長がオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書を提出させている。子どもたちには学童クラブで実習生を紹介し、母親には定例会で、職員にはミーティング等で実習生について事前に説明している。実習指導は、保育室では保育士が、学童では少年指導員が、エコマップ・社会資源については個別対応職員が担当している。学校側との連携は、必要に応じて電話連絡し、実習期間中に1回は担当教師の巡回指導がある。</p> <p>専門職種の特性に配慮したプログラムの準備、及びマニュアルへの子どもや母親、職員への事前説明についての追記、実習生の受入窓口が市の社会福祉協議会となっており、マニュアルの見直しが望まれる。</p> <p>保育士資格取得のための実習生受入をしており、着眼点4は、適用しない。</p>			

評価項目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。	
着眼点	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>運営の透明性を確保するための情報公開について、第三者評価の受審結果は県のホームページで公開されている。利用者の苦情内容や対応状況については、定例会で母親に報告し、第三者委員会に提案し検討した結果を1カ月程度施設で公表している。地域社会への説明については、全利用者が加入している自治会や近隣の小・中学校、特別支援学校、学童クラブ、保育園、こども園等の年度初めの連携会議に施設長が出席してパンフレットで説明している。パンフレットは自治会や地域コミュニティセンター、児童センター等に配布し、「パンフレットを見ました」と、市民や議員から電話による問い合わせを受けることもある。</p> <p>社会的擁護関係施設として、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応状況の公開、及び施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報等の公開が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、組織及び事務に関する規程や経理規程が整備されている。職務分掌と権限・責任については職務分掌表に明記され、職員に周知している。今年度から税理士事務所と契約して財務の月次報告がされている。</p> <p>経理規程への取引等に関するルールの追記、及び内部監査の実施、外部の専門家の指摘事項にもとづく経営改善が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
着眼点	c	母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○ 2	母親と子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○ 3	施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
着眼点	○ 4	母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	○ 5	(母子生活支援施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
コメント		<p>母親や子どもと地域との交流を広げるための取組としては、地域との関わり方についての基本的な考え方を事業計画に明記し、入所世帯の自治会加入率が100%である。自治会の子供育成会で地域の子どもと交流し、児童センターの餅つきや公民館のハロウィン等の活動を学童クラブの地域行事に位置づけて、職員やボランティアも一緒に参加している。地域の社会資源としては、市内コミュニティーバス(うらちゃん号)の利用を推進し、退所者が経営する弁当屋や子ども食堂の利用も促している。学校の友人等が遊びに来たときは、施設内への立ち入りが認められていないため、居室に電話連絡して外で遊べるように支援している。</p> <p>学校の友人等が遊びに来やすい環境づくりとして、庭やロビー等で遊べるような配慮に期待したい。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○ 4	ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント		<p>ボランティア受入れに対する基本姿勢の明示と体制整備については、基本姿勢を「地域の社会資源の有効活用と、地域と繋がることで退所後の生活をより良いものとする」と明示したマニュアルを整備している。マニュアルに沿って大学や専門学校生の学習支援ボランティアを受け入れ、特別支援学校の職場実習も受け入れている。ボランティア受入れ時は施設長が説明し、守秘義務等の誓約書を提出させている。</p> <p>地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢の明文化、及びマニュアルに事前説明に関する項目の追記が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果	
(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	
判断基準	a	母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。		
	b	母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。		
	c	母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。		
	n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
		○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
		○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	コメント	<p>施設として必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携については、多様な社会資源を活用し、保育園や小・中学校、児童デイサービスとの連携会議に施設長が出席している。地域から寄贈された多くの図書や、ロビーや学習室に配置している。社会資源として求人情報や住宅情報、ひとり親家庭向け就業支援講習会やパソコン検定、病児・病後児保育、ヘルパー派遣や家庭支援員派遣事業、市の若年出産養育支援等の資料が掲示され利用者と職員が共有している。現在、5名がパソコン講座を受講しており、これまでにパソコンの資格を取得して就労につなげた事例がある。県内3カ所の母子生活支援施設連絡協議会が定期的に開催する施設長会や母子支援員・少年指導員・保育士会に関係職員が出席し、連携して取り組んでいる。退所前に退所支援会議を実施し、必要な世帯については要保護児童対策地域協議会が開催されている。会議には行政職員や医師、心理士、学校の担任や教頭、相談担当職員等が参加している。</p> <p>着眼点5は、適用しない。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。		
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○ 1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。		
コメント	<p>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、保育機能強化事業で地域の待機児童を受け入れて保育を実施し、学齢児童については学童クラブに地域の児童を受け入れている。施設長は、自治会や地域の保育園、小学校、中学校、児童デイサービスとの連携会議に出席している。各世帯のエコマップを作成し、関係機関と連携している。地域における子どもの減少や生活保護世帯の増加、ひとり親世帯の増加等によるニーズの把握に努めている。</p> <p>施設の有する専門性や特性を活かして地域住民に対する相談事業の実施等、主体的に地域の福祉ニーズを把握する取組が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
		b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
		c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
		○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
		○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
		○ 4	施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
		○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
	コメント	<p>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、中・長期計画で地域の課題として、ショートステイのニーズの増加や若年出産の増加等を把握している。ショートステイや緊急一時保護は事業計画に明示されている。学童クラブに地域の子どもを受け入れ、県の事業を活用して地域の子どもの居場所づくりや学習支援を行っている。地域の防災マップ作製に、地元銀行の助成金と施設の負担金を合わせて活用し、地域の子どもも巻き込んで取り組み、県の表彰を受けている。毎年12月に実施されるクリーングリーン（清掃）活動は、学童クラブの行事に位置づけて母親や子ども、職員が全員参加している。施設長は、大学の夏季集中講座で施設の紹介や母子支援施設の役割について講義し、今年度から2カ年間、市の社会教育委員に任命されている。被災時の福祉避難所として備蓄品や居室の確保等について市と調整している。コロナ禍で、地域のひとり親家族に陽性者や濃厚接触者が出て自宅療養を余儀なくされた世帯の母子については、市と調整して受け入れている。地域の子育て相談や女性相談が事業計画に位置づけられている。</p> <p>把握した福祉ニーズにもとづく地域貢献に関わる事業・活動等の実施が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅲ 適切な支援の実施			
Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援			
(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
	判断基準	a	母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
		b	母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
		c	母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
		○ 2	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
		○ 3	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
		○ 4	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
		○ 5	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	コメント	<p>母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組に関して、理念には子どもの最善の利益を、基本方針には子どもの権利擁護や母と子の自立のサポートを掲げている。事業計画には、全国母子生活支援施設協議会倫理綱領の実践を基本方針とすることが明記されている。全職員に母子生活支援施設ハンドブックを配布し、ミーティングで読み合わせをしている。母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢は、プライバシー保護についてのマニュアルや自立支援計画マニュアル、相談・意見対応マニュアル等に明示されている。基本的人権や子どもの権利擁護については、沖縄県母子生活支援施設協議会の研修を受講し、施設内では臨床心理士やスーパーバイザーによる勉強会を実施している。ケース会議で、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について把握・評価をし、話し合っ必要の対応をしている。利用者の「職員から監視されているように感じる」の声に、事務室内の母子支援員と少年指導員の席を変更している。</p> <p>入所時に、子どもに対しては権利ノートで説明しているが、利用者のしおりに母親と子どもの権利についての追記が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
29	②	母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
	判断基準	a	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。
		b	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。
		c	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
		○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
		○ 3	一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
		○ 4	母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		<p>母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援については、マニュアルを整備している。職員は、日常的にプライバシー保護について話し合い、心理士による勉強会や沖縄県母子生活支援施設協議会の研修を受講している。月1回の防災チェック時は事前に了解を得て母親も一緒に居室内のチェックをしている。居室はトイレとシャワーが設置され、プライバシーに配慮されている。昨年度、母親対象にプライバシーについてのグループワークを実施し、利用者のおしおりに記載する文案を全世帯に配布して、定例会で読み合わせを行い、今年度の利用者のおしおりにプライバシー保護についても明示されている。母親と子どもへのプライバシー保護についての説明は、入所時に、子どもには権利ノートを使って、母親には利用者のおしおりをういて行っている。郵便受けの鍵は各世帯に配布され、常時、施錠している世帯もある。</p>	
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	判断基準	a	母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
		b	母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
		c	母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を提供していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
		○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
		○ 3	施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。
		○ 4	見学等の希望に対応している。
		○ 5	母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		<p>母親と子どもが支援を利用するために必要な情報の提供については、パンフレットと市の入所要項を用いて説明している。パンフレットはイラスト入りでわかりやすく、市の入所要項には入所の3つの条件が記載されている。入所予定の母親と子どもには施設長が面談して個別に説明し、見学にも対応し、病児保育や病後児保育の案内もしている。パンフレットは市の条例改正時等に見直している。</p>	

評価項目			評価結果
31	②	支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
	判断基準	a	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもにわかりやすく説明を行っている。
		b	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っているが、十分ではない。
		c	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
		○ 2	支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。
		○ 3	支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		4	意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>支援の開始・過程における母親と子どもへの説明について、母親にはフリガナやイラストを入れて工夫した利用者のしおりを読み合わせしながら説明し、同意及び誓約書を得ている。子どもには環境変化に対する不安に応える形式で、職員が描いたイラストを入れた手作りのこどもの権利ノートや浦和学童しおりを使って、入所後の生活や施設利用についても説明している。アセスメントで読み書きの程度や生活する上での困りごと、医師の診断を受けているか、どこまで福祉につながっているか等を把握し、意思決定が困難と判断した場合は、言葉をかみ砕いて説明し、イラストを使う等、説明方法の工夫をし、外国語には通訳を依頼することもある。</p> <p>意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてのルール化、及び意思決定が可能な子どもについては、同意を得ることについての検討が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
32	③	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。	
	b	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ 3	施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	4	施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性への配慮としては、退所支援会議に施設長と母子支援員、市の担当課、必要に応じて関係機関が参加している。退所の手順についてはマニュアルが作成されている。退所者が訪ねてきた時は、施設長や母子支援員が対応し、少年指導員や個別指導員が関わることもある。退所に向けては、アパート探しや関係機関への引継ぎ、退所後に相談できる組織の紹介等、退所関係の支援を行っている。アフターケアとして、母子支援員が退所者の相談に対応し、フードバンクの活用や支援金等の一人親家庭への情報発信、社会資源の利用の推奨等を行っている。退所後、定期テスト時に来所して学習ボランティアの指導を希望する高校生への支援もある。退所時には入所中に撮った写真をまとめたアルバムや職員の寄せ書きを渡している。退所後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>		
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。			
33	①	母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	母親と子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○ 2	母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	○ 3	職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。	
	4	母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みの整備と取組については、市の主管課が利用者調査を実施している。子どもの意見等は、少年指導員が子ども会に出席して聞き、母親の意見や要望は、母親と全職員が参加する毎月の定例会で聞いている。「親だけで話す時間が欲しい」という要望に対して、定例会後の30分を確保している。親同士が話し合う中で、「母親学をもっと実施して」や「意見箱の場所を変更して」等の意見が出され、対応している。</p> <p>母親と子どもの満足に関する調査は、施設内に担当者を設置して実施し、母親と子ども参画のもとで調査結果を分析・検討して、具体的な改善に取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
着眼点	判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
		b	苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
		c	苦情解決の仕組みが確立していない。
		n	わからない、判断できない。
	○	1	支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
		2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。
		3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
		4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
		5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。
		6	苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能しているかについては、苦情解決責任者は施設長で苦情受付担当者は母子支援員と個別対応職員とし、第三者委員5名が選任されている。利用者のしおりに苦情解決制度について記載し、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示されている。意見箱の傍には記入カードが準備されている。意見箱は月2回、職員が立ち会って施設長が確認している。苦情内容については苦情受付簿が整備され、第三者委員会を開催して是正・改善し、記録は保管されている。子どもに対する言葉かけについての親からの苦情には、職員全体の会議で話し合っ、利用者に対して丁寧に言葉かけすることを確認している。解決結果についてはフィードバックするとともに、個人情報に関するものを除いて施設内で公表している。職員は「福祉サービスに関する苦情処理解決セミナー」をオンラインで受講している。</p> <p>社会的擁護関係施設として苦情解決結果のホームページでの公開、及び利用者のしおりへの第三者委員の氏名と連絡先、市の窓口と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の追記が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
35	②	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
	判断基準	a	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が行われている。
		b	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が十分ではない。
		c	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
		○ 2	母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
		○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント		<p>母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境整備と周知について、利用者のしおりと子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利ノートには複数の相談できる機関が記載されている。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、利用者の声で事務室の隣にあった相談室をパソコン室と入れ替えて、意見を述べやすいように対応している。利用者のしおりへの第三者委員の氏名と連絡先、市の窓口と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の追記が望まれる。</p>	
36	③	母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	判断基準	a	母親と子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
		b	母親と子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
		c	母親と子どもからの相談や意見の把握が十分ではない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
		○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
		○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。		
○ 5	意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。		
コメント		<p>母親と子どもからの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応について、職員は母親や子どもの日々の様子を観察・把握し、ちょっとした変化にも配慮（声かけ等）するように努めている。意見箱を設置し、相談や意見に対してはマニュアルに沿って対応している。利用者間のトラブルの相談を受けて、解決に時間を要した際は双方と話し合いを続け、相談者の了承を得て解決した事例がある。親同士で話し合う場が欲しいとの意見には、定例会後の30分を話し合いの場としている。マニュアルは2年前に見直し、今年度は検討の結果、見直しの必要なしと確認している。</p>	

評価項目			評価結果
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
		b	リスクマネジメント体制を構築しているが、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
		c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
		○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
		○ 3	母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
			4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
			5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
			6 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		<p>安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制に関して、事故の発生時は責任者を施設長として職員会議で対応している。危機管理対応マニュアルが作成され、災害や病気、事故等の緊急時対応方法や安全確保について明記され、危機管理体制表で手順等が明確にされている。事故防止等の安全確保として毎日、宿直担当者が室内外の設備等を点検し、警備員が巡回して火災や盗難、不正行為等の防止と発見に努めている。侵入事件が発生したことで防犯カメラが増設されている。</p> <p>職員会議等で収集した事例をもとに発生要因を分析して再発防止策を検討する等の取組、及び安全確保や事故防止についての職員研修の実施、事故防止対策や安全確保の実施状況や実効性についての評価・見直しが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
		b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
		c	感染症の予防策が講じられていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
		○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
		○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
		○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。
		○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組としては、感染症の予防と発生時等の対応マニュアルに職員の責任と役割が明記され、感染症の予防や発生時の対応については職員に周知徹底している。新型コロナウイルス感染症の予防や発生時の対応については職員勉強会が実施され、予防や対応等については、マスクの着用や手洗い、消毒を徹底し、マニュアルに沿って実施されている。入居者に対しては毎月の定例会の便りや廊下の掲示板に感染予防対策を掲示して予防喚起をしている。玄関に検温器と消毒機器が設置され、入居者の出入り時や訪問者には日時と氏名、体温を記載させている。貯水槽の清掃や水質検査、害虫駆除が定期的に行われ、調理員には毎月、検便が実施され感染症の予防に努めている。感染症が発生した場合の対応は、感染者の状況を把握し、感染拡大の防止として職員や入居者に周知して、重症化防止のため医療機関を受診させ、行政へ報告する等、マニュアルに沿って実施することになっている。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの定期的な見直しに期待したい。</p>	
39	③	災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
		b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
		c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
		3	母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
		○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
コメント	<p>災害時における母親と子どもの安全確保のための取組としては、危機管理対応マニュアルが作成され火災や地震、台風・水害の対応方法等が明記され、危機管理体制表で手順等が明確にされている。年間防災訓練実施計画が作成され、火災時や不審者等に対する避難訓練を毎月実施し、消防署や警備員立ち合いによる総合訓練も行っている。食料や備品類の備蓄リストが作成され、備蓄は1階と2階に保管され、それぞれに管理担当者を設置している。</p> <p>母親と子ども、全職員の安否確認の方法を定めて職員への周知、及び災害時においても支援を継続するための「事業継続計画」(BCP)の策定、備蓄リストへの消費期限の項目追加、居室側のスピーカーとアイホンの補修が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅲ-2 支援の質の確保			
(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	①	支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
	判断基準	a	支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。
		b	支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。
		c	支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		○ 2	標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
		○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
コメント		<p>支援についての標準的な実施方法の文書化については、利用者のしおりや危機管理マニュアル、自立支援計画作成マニュアル、入所受け入れや退所に関するマニュアル、アフターケアの手順、母親の就労に関するマニュアル等支援全般にわたってマニュアルが作成されている。母親と子どものプライバシー保護についてのマニュアルが作成され、マニュアルの冒頭に倫理綱領の人権侵害防止を掲げ、母と子への権利侵害を許しませんと明記している。具体的な内容としては、入室時や居室立ち入り時の了承、写真掲載への同意、郵便物や通信面での配慮が明記されている。各種マニュアルについては職務会議やケース会議等で職員に周知されている。</p> <p>標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
	判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
		b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
		c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
		2	支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
		3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
		4	検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント		<p>標準的な実施方法の見直しについては、今年度から職員全体で危機管理対応マニュアルや自立支援計画作成マニュアル（母親、児童・中学生、乳幼児）、入所時や退所時のマニュアル等の見直しがなされている。</p> <p>支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や方法を定め、検証・見直しにあたっては、必要に応じた自立支援計画の内容の反映、及び職員や母親と子どもからの意見や提案が反映される仕組み作りが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	判断基準	a	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
		b	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
		c	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
		○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
		○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
		○ 4	自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
		○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
		○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。
コメント	<p>アセスメントに基づく個別的な自立支援計画の策定については、施設長を責任者とし、母親の自立支援計画は母子支援員が、幼児は保育士が、児童は少年指導員と個別対応職員が策定している。入所前の実施調査や入所審査会資料がアセスメントに反映されている。乳幼児については生育歴や病歴、予防接種状況以外に各年齢ごとにアセスメントシートが作成され、5領域（健康状態、言葉、人間関係、運動、知的働き）で確認するようになっている。自立支援計画策定のマニュアルが整備され、支援計画は母親と子どもが個別に作成され、課題や支援目標が明示されている。支援計画の策定は母親と子どもの意向を把握し、母親の承認を得て全職員がケース会議に参加し合議により策定している。支援困難ケースの対応については医療機関や教育機関と連携し、ケース会議に臨床心理士も参加してのスーパーバイズも行われている。</p> <p>多職種の関係職員が参加するアセスメントに関する課題の協議が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
43	②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	
	判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。	
		b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。	
		c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
		○	2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
		○	3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
			4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
			5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	コメント	<p>定期的な自立支援計画の評価・見直しについては、自立支援計画作成マニュアルに沿って実施されている。母親の自立支援計画の評価・見直しは初回は入所後3カ月以内、2回目は初回から3カ月後、3回目以降は半年以内となっている。児童については半年毎の評価・見直しを基本としている。母子支援員や少年指導員、個別対応職員、保育士が母親や子どもと定期的または随時に面談を行い意向を把握している。自立支援計画はケース会議に回り母親の承認を得て作成している。見直し後の計画内容は回覧で職員に周知している。</p> <p>自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備、及び評価・見直しにあたっては標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容等、課題を明確にすることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果	
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。				
44	①	母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	
	判断基準	a	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
		b	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
		c	母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
		○ 2	自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
		○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
		○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
		○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
		○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
	コメント		<p>母親と子どもに関する支援の実施状況の記録と職員間の共有については、今年度からパソコンネットワークシステムが導入されたことで報告書や自立支援計画に基づいた支援記録等が統一された様式に記録され、職員間で情報が共有されている。情報共有を目的とした毎月の職務会やケース会議も実施されている。</p> <p>記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領の作成や職員への指導等が望まれる。</p>	
	45	②	母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	判断基準	a	母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
		b	母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
		c	母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
		○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
		○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	
		○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
		○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
		○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
	コメント		<p>母親と子どもに関する記録の管理体制の確立については、法人として個人情報保護規程や個人情報の安全管理マニュアルが整備され記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関して規定されている。規程に違反した場合、法人の就業規則で懲戒処分となることが明記されている。個人情報管理責任者は法人の会長となっている。職員は採用時に個人情報保護を遵守する誓約書を提出している。個人情報の取り扱いについては入所時に母親と子どもに説明している。</p> <p>記録管理の責任者を定め、記録の管理について個人情報の観点から職員に対する教育や研修の実施が望まれる。</p>	

評価項目				評価結果
A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援				
(1) 母親と子どもの権利擁護				
46	A①	①	母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
	判断基準	a	母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b	—	
		c	母親と子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
		○ 2	母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
		○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
		○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
			<p>母親と子どもの権利擁護に関する取組については、全国母子生活支援施設協議会倫理綱領に基づいて、母親と子どもの権利と尊厳を擁護し、自己決定に基づいて主体的な生活を送れるよう支援することを基本理念とし、職員の理解が図られている。入所時に母親と子どもの権利擁護と生活の場所であることを「利用者のしおり」で母親に説明し、子どもには「こどもの権利ノート」や「浦和学童のしおり」を読み合わせて説明して養育・支援を実施している。DV被害者・加害者対応マニュアルや、緊急一時保護対応マニュアルが整備され、学校や市役所、警察等関係機関との連携を図り職務会議やケース会議で支援が検討されている。子ども虐待対応マニュアルの内容は、権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組として、母親講演会の実施、虐待については、心理療法担当職員や外部講師による研修を2年に1回実施し、職員には、児童への不適切な関わりも含めて虐待に関する研修を1年に1回の受講を義務付け、虐待を見逃さないための具体的なチェック表を作成している。</p> <p>母親や子どもとの日常会話や個別面談、外出先からの帰宅時の様子等を確認しているが、権利擁護に関してマニュアルに基づいた具体的な取組の徹底が望まれる。</p>	

評価項目				評価結果	
(2) 権利侵害への対応					
47	A②	①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	c	
判断基準 着眼点		a	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。		
		b	—		
		c	職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が十分ではない。		
		n	わからない、判断できない。		
		○	1	不適切なかかわりがあつた場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。	
			2	不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	
		○	3	不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
		○	4	職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	
		○	5	不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	
		コメント		<p>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切な関わりによる権利侵害の防止については、法人による就業規則に懲戒処分が定められている。「職員による不適切な関わりが発生した時（事故対応）マニュアル」が整備され、不適切な関わりが確認された場合は施設長に報告するよう規定している。不適切な関わりの禁止について、職員間で徹底するため会議や個人面談で確認している。「なぜ起きてしまったのか」「今後再発しないためには、施設全体でどのように取り組んでいくか」について全職員参加による会議が行われる仕組みとなっている。</p> <p>不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら研修等を行い、職員による不適切な関わりを行わないための支援技術の習得が望まれる。「職員からの不適切な関わりが発生した時（事故対応）マニュアル」は前法人による仕様となっているため、早急な見直しが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
48	A③	② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
	判断基準	a いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	
		b いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。	
		c 母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	
		○ 2 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○ 3 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	
		○ 4 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	
コメント		<p>いかなる場合においても、母親や子どもが暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないことについては、入所時に「利用者のしおり」や「こどもの権利ノート」を使用して具体的な例を示して説明している。個別面談等で母親の意見を聞き、不適切な行為の防止について注意を促している。子どもに対しては学童クラブで暴言や暴力について話し合いを行っている。母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないため、少しの変化でも気になることは、口頭で遅番や早番、宿直職員に伝達するとともに、日誌にも記載している。日頃から世帯の情報を共有し、ケース会議も実施している。</p> <p>いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう、更なる取組が望まれる。</p>	
49	A④	③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	判断基準	a 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
		b 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○ 2 子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	
		○ 3 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。	
		○ 4 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	
コメント		<p>子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱める不適切な関わり防止と早期発見の取組について、職員は母親の出勤や帰宅時、子どもの登下校時に挨拶して鍵を受け渡す時に様子を確認している。子どもとコミュニケーションを図り、訴えやサインを見逃さないように努めている。子どもが自ら身を守る知識を得る学習として、性教育のワークショップを開催している。母親についてはペアレントトレーニングへの参加を促し、養育スキルが高まるよう取り組んでいる。母親へは毎月、個別面談を設定して不適切な関わりを伴わない子育てについての臨床心理士によるカウンセリングを行い、良好な親子関係の構築に努めている。育児方法の伝授が必要な母親には、子どもの保育を支援し、子どもの育ちや関わり方については、保育室で母親が手伝いをしながら子育て方法を学んでいる。</p>	

評価項目				評価結果	
(3) 思想や信教の自由の保障					
50	A⑤	①	母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a	
	判断基準	a	母親や子どもの思想や信教の自由が保障されている。		
		b	母親や子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分でない。		
		c	母親や子どもの思想や信教の自由が尊重されていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	施設において宗教的活動等を強要していない。	
		○	2	個人的な宗教活動等は尊重している。	
		○	3	母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。	
		○	4	母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	
コメント		母親や子どもの思想や信教の自由の保障については、入所時に配布する「利用者のしおり」に、信仰は個人の自由であることと勧誘活動の禁止を明記し、入所時に説明されている。母親と子どもの思想や信教の自由は保障されている。			
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮					
51	A⑥	①	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b	
	判断基準	a	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。		
		b	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。		
		c	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。	
			2	子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもとで実施している。	
		○	3	活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。	
		○	4	母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。	
		○	5	母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	
				<p>母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動の推進と施設における生活改善に向けた取組として、昨年度は「子ども会議」を開催し、子どもたちが困っていることについて意見を出し合い、職員のサポートを受けながら実施している。学童クラブの活動として「南城市について知ろう」「平和学習～対馬丸について知る」「伊是名島へ行こう！卒業編」「こども向け性教育ワークショップ」等が毎月実施されている。帰校後の学童クラブは、遊びを主体とした自由活動で、おやつ後に30分の「学習タイム」を設定して宿題等の学習に取り組んでいる。毎月、母親定例会が実施され、定例会後に母親だけの話し合いの場が30分確保され、「母親学」を再開してほしいとの希望に対応し、投書箱を玄関口付近から見えない場所に移してほしいとの意見にはエレベーターの近くに移動してある。定例会に母親が参加しやすい配慮として、今月から「夕ごはんプロジェクト」を再開し、食事提供後に母親定例会を開催し、参加時は預かり保育も実施している。</p> <p>生活全般について母親の理解と協力のもとで、問題や課題について子どもが自主的・主体的に考え活動する取組が望まれる。</p>	

評価項目				評価結果	
(5) 主体性を尊重した日常生活					
52	A⑦	①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a	
	判断基準	a	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。		
		b	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているが、十分ではない。		
		c	日常生活への支援において、母親や子どもの主体性を尊重していない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	母親や子どもの自尊心や強みを大切にされた支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。	
		○	2	母親と子どもとに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。	
		○	3	常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。	
コメント		<p>母親と子どもの主体性を尊重した日常生活の支援については、母親の意向を尊重して介護職員初任者研修や調理事務、データアナリスト講座、パソコン研修の受講等、就労に向けてのエンパワーメントを支援している。子どもの主体性を尊重し、日々の学童クラブ活動では子どもの頑張りや良い行動をしたことなど一人ひとりの強みを認め、母親へも伝えるなど子どもの自己肯定感を高めている。安全マップ作りで学童クラブが主体となり、2年目には自治会や企業の支援を得て地域の子どものも参加して「屋富祖地域の安全マップ」を作製し、ちゅうらうちな一安全まちづくり推進会が主催した「沖縄子ども安全マップコンテスト」に2年連続して受賞している。このことは、子どもたちのエンパワーメントに繋がり、自己肯定感を高める活動になっている。</p> <p>母親や子どもの更なる主体性の尊重に期待したい。</p>			
53	A⑧	②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b	
	判断基準	a	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施している。		
		b	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。		
		c	行事などのプログラムが、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施されていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	
		○	2	母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。	
		○	3	母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。	
		○	4	母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	
			5	行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。	
コメント		<p>昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響で行事等が開催できない状況が続き、親子での参加行事の実施が厳しい状況であった。令和3年10月から「夕ごはんプロジェクト」を再開して入所者全員に夕食を提供し、母親に食事作りの休みを与え、家族団欒とリフレッシュの機会を与える取組を実施している。母親からの継続希望による「母親学」を夕食後に行っている。子ども向けには学童クラブを中心に、「沖縄の自然を知ろう」「ハロウィンパーティー」「秋の遠足で石川岳に登ろう」「学童クリスマス会」「浦和学童卒業&お別れ会」等、ほぼ毎月、11回の行事を企画実施している。</p> <p>行事の実施後には、評価を行い継続する取組が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果
(6) 支援の継続性とアフターケア			
54	A⑨	① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
	判断基準	a 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	
		b 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。	
		c 退所後の支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	1 退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	
		○ 2 退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。	
		○ 3 退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。	
		○ 4 退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	
		○ 5 必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	
	コメント	<p>母親と子どもの退所後の支援については、退所前計画を作成し行政や関係機関と連携を図り、母親と子どもが退所後も安定した生活ができるよう支援を行っている。退所後も施設に相談できることを利用者に説明し必要に応じて個別に対応している。退所した世帯についても生活状況の確認や相談（訪問）、行政手続きやハローワークへの同行、フードバンクの提供、学童クラブ利用等の支援を行っている。</p> <p>支援継続の必要性がある退所者については、退所後の支援計画の作成が望まれる。</p>	

評価項目				評価結果
A-2 支援の質の確保				
(1) 支援の基本				
55	A⑩	①	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
	判断基準	a	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	
		b	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。	
		c	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	
		○ 2	母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	
		○ 3	母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	
		○ 4	資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	
		○ 5	専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	
	コメント	<p>母親と子どもの個別の課題に対応する専門的支援としては、社会福祉士やメンタルケア心理士等の資格を持つ母子支援員と、保育士や教員免許（小学校・幼稚園）の資格を持つ少年指導員が、それぞれの個別支援計画を作成している。精神的な課題を抱えている母親へは、外部の心理士によるカウンセリングを薦め、希望する利用者が受けている。不登校児には、心理カウンセラーの資格を持つ個別対応職員が子どもの気持ちに寄り添って支援している。母親に対しては、言葉だけでなく資料を使って分かりやすく丁寧に説明し、必要に応じて家庭裁判所や法テラス、行政、ハローワーク、病院受診等への同行支援をしている。施設で作成した「こどもの権利ノート」は、イラストとフリガナを入れ、目次に沿って分かりやすく説明できるようになっている。家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）研修の受講を、母子支援員や保育士に薦め、職員の資質向上に努めている。基幹的職員研修に毎年、職員を派遣して養成している。</p>		

評価項目			評価結果
(2) 入所初期の支援			
56	A①	① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
	判断基準	a 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	
		b 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。	
		c 生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	
		○ 2 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	
		○ 3 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	
		○ 4 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	
		○ 5 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	
		○ 6 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。	
	コメント	<p>入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づく生活や精神的な安定に向けた支援について、入所直後は心理的に不安になりやすいため、引っ越しの片づけや食事の準備、子どもの預かり等を通して支援し、相談に応じている。保育園や小学校の転園や転校の手続き支援をし、入退去時に使える「女性のための自立支援基金」等の情報提供や申請時の同行支援を行っている。子どもに対しては保育園の送迎や通学支援をしている。必要に応じ、冷蔵庫や洗濯機などの生活用具の貸し出しを行っている。居室は、多子家族には2部屋を提供してプライバシーが守られるスペースを確保している。居室の玄関と部屋の間には段差があり、バリアフリーへの配慮が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果	
(3) 母親への日常生活支援				
57	A⑫	① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a	
	判断基準	a 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。		
		b 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。		
		c 安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。		
		n わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	
		○ 2	心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	
		○ 3	必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	
		○ 4	経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	
		○ 5	支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	
	コメント	<p>母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援として、生活経験の乏しい母親への支援としては、母子支援員が寝具の使用方法等も具体的に指導している。半乾きの服と完全に乾いた服を着ることの、快適さの違いが感じられるようになるまで根気よく指導をしている。心身に不安を抱えている母親には、病院受診を勧め、必要な場合は同行支援をしている。衛生面については、清潔保持のため毎日、声をかけて入浴の確認をしている。部屋の片づけが気になる母親には、月1回の電気設備等の安全点検時に、部屋の整理整頓の支援を行っている。借金のある母親には、自己破産手続きについて弁護士と相談し、金銭管理が難しい利用者には面談して家計簿を一緒につけることで自立に向けた支援を行っている。母親が体調不良や病気になった場合等は、買い物や食事作り、育児等の日常生活全般の代行等の支援をしている。</p>		

評価項目			評価結果
58	A⑬	② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	a
	判断基準	a 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。	
		b 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとのかかわりができるが、十分ではない。	
		c 母親の子育てのニーズへの対応や子どもとの適切なかかわりができるための支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	
		○ 2 母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	
		○ 3 母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	
		○ 4 虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	
		○ 5 必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	
	コメント	<p>母親の子育てニーズへの対応と子どもとの適切な関わりの支援については、若年の母親には、赤ちゃんの粉ミルクの作り方や夜泣きの対応方法等を教えている。補完保育を実施し、母親に休養の時間を提供して不安や悩みの軽減にも努めている。母親の病気や残業時は、保育園や学校への送迎支援を行っている。子どもの発達段階や発達課題について不安を抱える母親には、母親が安心して子どもと関われるように情報提供や助言を行い、必要に応じて市の保健相談センターや障害児通所支援事業所たんぼぼと連携して支援している。希望する母親は、施設内で開催している月1回のペアレントトレーニングに参加している。精神的に不安定な母親から暴言を受けている子どもには、母子支援員と保育士が介入し、必要に応じて、市の子ども家庭課や保育園、小学校などの関係機関と連携し問題解決を図っている。</p>	

評価項目			評価結果
59	A⑭	③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	判断基準	a 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	
		b 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。	
		c 安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	
		○ 2 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	
		○ 3 対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	
		○ 4 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	
		○ 5 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	
	コメント	<p>母親が安定した対人関係を築くため、施設への出入りの際は、母親との適切な距離を取りながらあいさつや声かけを行っている。施設を自分の居場所として感じられるよう、月1回の定例会の後、母親同士の話し合いの時間を設け、交流の機会としている。人付き合いが苦手な母親には、母子支援員が居室での家事支援を行いながら話し合っ、思いや希望を把握し、困ったことを相談するときの話し方や伝え方の練習をしている。対人関係にストレスを生じている場合は、ストレスの軽減が図られるよう、必要に応じて主治医や心理士等につなぎ、母親が相談できるように支援している。他の母親や子どもとの間でトラブルが生じた場合は、施設長や母子支援員、少年指導員、保育士、個別対応職員による会議で解決に向けて具体的に取り組んでいる。</p>	

評価項目				評価結果
(4) 子どもへの支援				
60	A⑮	①	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
	判断基準	a	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	
		b	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。	
		c	養育・保育に関する支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	
		○ 2	放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	
		○ 3	DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	
		○ 4	母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	
		○ 5	施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	
	コメント	<p>健やかな子どもの育ちを保障するための養育・保育に関する支援については、0～5歳までは年齢別のアセスメントシートを基に、子どもの成長・発達段階に応じた支援計画が作成されて養育支援が行われている。小学校低学年の子どもたちの放課後は、用意されたプログラムに沿って、少年指導員と一緒に集会室で遊び、中庭では水遊びをして過ごし、その後「学習タイム」の支援をしている。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中、子どもたちは集会室でホットプレートを使った簡単クッキングを調理師の助言を得ながら行っている。「こども会議」では、職員の指導によって「時間について考える」等のテーマで討議する機会を設け、積極的に参加するよう支援している。DV家庭で育った子どもや被虐待児、発達障害等の支援が必要な子どもには、少年指導員と個別対応職員が連携して個別に対応し、母子支援員に情報を提供している。被虐待児で男性に対して身構える等の行動をとる子どもには、日常生活で「褒める・認める」ことを意識して支援をしている。母親の要望に応じて通院の付き添いや保育園送迎等の支援をしている。施設内の養育・保育に関する記録の学童日誌などはネットワークシステムが整備され、支援に活用している。</p>		

評価項目			評価結果	
61	A⑩	② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a	
	判断基準	a 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。		
		b 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。		
		c 学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。		
		n わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	
		○ 2	学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	
		○ 3	進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	
		○ 4	学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	
		○ 5	学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	
		○ 6	子ども一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。	
コメント	<p>子どもが自立に必要な力を身につけるための学習や進路、悩み等への相談支援について、学童はプレイルームでの「学習タイム」時に学び、中学生はパソコン室を利用して学習ボランティアの個別支援を受けている。学習の動機づけでは、少年指導員が「宿題はなぜしないといけないの」等と質問し、「先生に怒られるから」の答には「先生に怒られなくても宿題をやらなくてもいいの」等の会話を通して、新しいことを知ることはうれしくて楽しいことと気づかせ、学習への動機づけを行っている。中学生の進路については、個別対応職員が高校のオープンキャンパスに同行して母親に情報を提供し、具体的な目標を決めさせている。学費の負担軽減のために、給付型奨学金や授業料の減免制度などの情報も提供している。職員は子どもに強制するのではなく、自主的に学習に参加できるよう、子どもの成長・発達段階に応じた支援をしている。</p>			

評価項目			評価結果	
62	A⑰	③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
	判断基準	a	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	
		b	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。	
		c	子どもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。	
		○ 2	ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。	
		○ 3	悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。	
		○ 4	自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。	
		○ 5	専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。	
	コメント	<p>子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮した人との関係づくりについては、子どもからの「抱っこして」「おんぶして」「部屋まで一緒に行こう」等の求めには、しっかり受け止め、母親以外のおとなに甘える経験を増やし、信頼関係が構築できるように支援している。ボランティアや実習生を受け入れ、様々なおとなとの出会いの機会を設けている。職員は、「子どもに注意をしている理由」について母親にも伝え、信頼されるおとなモデルをそれぞれに示している。職員間の日常会話や子どもへの対応、伝え方を身近に見せることで、自分の気持ちをことばで適切に表現し、相手に伝える方法を意識的に伝えたり代弁する場合もある。週1回、外部講師を招いて開催するアートワークでは、子どもの五感を育て、心理面の支援を行っている。「こども会議」では、思いや気持ちを書いた付箋を使った子どもワークショップを展開し、気持ちを言葉や文字で表現することの支援を行っている。</p>		

評価項目				評価結果
63	A⑱	④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
	判断基準	a	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	
		b	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。	
		c	子どもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。
			2	職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。
		○	3	年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
			4	年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。
		○	5	必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。
	コメント			<p>子どもの年齢や発達段階に応じた性についての正しい知識を得る機会の支援では、性教育の講師を招いて男女の性の違い等について勉強会を開催している。生理が始まった子どもには、個別対応職員が基本的な生理の対処方法の指導をしている。量の多い日の対応やナプキンを変える頻度、入浴や外泊・外出時の対応、周りに対する気遣い等を伝えることで、不安解消の支援になっている。生理痛がひどい児童には成長期のホルモンバランスの影響でおこり得ることや痛み緩和（ストレッチや冷え性の改善、婦人科の相談）等も視野に入れて対応している。自分の体に合った服選びのワークショップを実施し、自分の体を知ることについても支援している。低年齢児には、性に関する絵本の読み聞かせ等を行っている。</p> <p>職員間で、性教育に関する知識や性についてのあり方などの学習会の実施、及び年齢や発達段階に応じた性についての正しいあり方などの学習会の実施が望まれる。</p>
(5) DV被害からの回避・回復				
64	A⑲	①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
	判断基準	a	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	
		b	母親と子どもの緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。	
		c	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。
			2	24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。
		○	3	役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。
		○	4	緊急時対応マニュアルを作成・整備している。
		○	5	緊急利用のための生活用品等を予め用意している。
	コメント			<p>母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制の整備については、「緊急一時保護対応マニュアル（沖縄県委託緊急一時保護）」が整備され、夜間でも対応できる体制が構築されている。役割分担を明確にし、配偶者暴力相談支援センターや警察署、福祉事務所等との連絡調整の体制も整えられている。緊急一時保護室が3室確保されており、冷蔵庫や洗濯機等の電化製品やガスコンロ、寝具、食卓、食品等の生活必需品が用意されている。</p> <p>緊急利用に適切に対応するために、24時間の受け入れ態勢の検討が望まれる。</p>

評価項目			評価結果	
65	A⑳	㉔	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
	判断基準	a	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	
		b	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。	
		c	母親と子どもの安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	
		○ 2	弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。	
		○ 3	DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	
コメント		母親と子どもの安全確保のため、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、施設専属の弁護士から保護命令制度やDV相談証明の活用について助言を得ている。職員は、住民基本台帳の閲覧制限等を行う支援措置制度の活用のため、市への同行支援を行い、法テラスや調停・裁判への同行支援や代弁も行っている。DV加害者と生活圏内を同じくする母子の場合は、特に危険が想定されるため、居場所を知られないように警察などの関係機関と連携して巡回の回数を増やしてもらおう等の支援を行っている。		
66	A㉑	㉕	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
	判断基準	a	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	
		b	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。	
		c	DVの影響からの回復を支援していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	
		○ 2	DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。	
		○ 3	心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	
		○ 4	必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	
コメント		DVの影響からの回復支援としての心理的ケア等の実施については、母子支援員や心理カウンセラー資格を持つ個別対応職員がDVについての正しい情報と知識を提供し、自己肯定感を回復するために、日々の声かけや面談を行って支援している。利用者が自らの意思で暴力を拒否し、逃れてきたことを評価し、施設での生活が安心して安定して過ごせるように職員と一緒に考えて支援することを伝えている。施設退所者による講演会を実施して、退所の際や地域生活で必要となる生活費について話してもらい、転校や転園等の生活環境の変化による子どもの気持ちに対するサポート等についての話も聞くことで、母親のエンパワーメントにつなげている。		

評価項目			評価結果
(6) 子どもの虐待状況への対応			
67	A②	① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
	判断基準	a 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	
		b 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。	
		c 被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	
		○ 2 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	
		○ 3 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。	
		○ 4 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	
		○ 5 心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	
		○ 6 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	
	コメント	<p>被虐待児に対する虐待体験からの回復の支援について、職員は暴力によらないコミュニケーションを意識して、おとなのモデルとなるよう努めている。子どもの気持ちの変化に応じて、個別に話し合う機会や場所を設けて対応している。被虐待児には、日常の些細な良い行いも認め、褒めることを意識して行い、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援をしている。発達障害児の病院受診を支援し、児童相談所等の関係機関との情報交換を行っている。カウンセリング等の必要な子どもには、個別対応職員による心理カウンセリングを行って支援している。</p> <p>「危機管理対応マニュアル（虐待）」を整備し、虐待のリスクアセスメント指標による職員の自己評価が実施され、虐待予防に努めているが、被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修が望まれる。</p>	
68	A③	② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
	判断基準	a 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	
		b 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。	
		c 子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。	
		○ 2 被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。	
		○ 3 必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。	
コメント	<p>子どもの権利擁護のための関係機関との連携については、施設内で母親から子どもへの虐待の疑いがある場合には、児童相談所に通報して市の子ども家庭課にも報告し、連携して対応している。被虐待児については、必要に応じて児童相談所機能を活用して心理判定や児童精神科医と連携し、支援している。必要に応じて市の子ども家庭課や保育園、学校、病院などと情報交換し、連携会議を行って支援している。</p>		

評価項目				評価結果
(7) 家族関係への支援				
69	A②④	①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
	判断基準	a	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	
		b	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分ではない。	
		c	母親や子どもの家族関係の調整を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	
		○ 2	子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	
		○ 3	家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。	
		○ 4	必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。	
コメント		<p>母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援については、主に母子支援員が母親の悩みや不安を受け止めて対応している。居室から母親と子どもの大声での対応を聞いた時等は、母子支援員と少年指導員が対応し、子どもについては少年指導員が相談室に誘い、個別に対応している。必要に応じて、母親と子どもへの適切な介入を行い、関係調整を支援している。祖母との関係が悪くなって家を出ることになった母親への支援では、祖母に施設に来所してもらい聞き取り面談を行い、職員は退所後のことも考慮して、家族の生活の再構築の調整をしている。</p>		
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援				
70	A②⑤	①	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
	判断基準	a	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	
		b	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。	
		c	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	
		○ 2	公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	
		○ 3	精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	
		○ 4	障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	
コメント		<p>障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援については、母親には、障害者手帳や障害者年金、生活保護等の情報を提供して活用の支援をしている。当施設につなげたことで、知的障害があることがわかり療育手帳を取得した母親の事例がある。ADHDやてんかん、知的な遅れのある子どもには、療育手帳の取得の支援をしている。公的機関や就労先への事務手続きの同行や代弁の支援を行い、保育園や学校の入園や入学の手続きを支援し、不登校児の対応では関係機関と連携して支援している。精神疾患がある配慮が必要な母親や子どもに対しては、主治医と連携し、通院に同行する等の支援を行っている。障害や精神疾患がある母親へは、保育園や学校からの文書のファイリング方法を伝え、公的手続き文書の記入方法を教える等の支援も行っている。関係機関の職員との相談方法やコミュニケーションの取り方についても伝えるなどの支援を行っている。子どもには、イラストやフリガナのついた文書を用意して支援している。</p>		

評価項目			評価結果
(9) 就労支援			
71	A②⑥	① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	判断基準	a 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	
		b 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。	
		c 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	
		○ 2 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	
		○ 3 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	
		○ 4 母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。	
コメント		<p>母親の職業能力開発や就労支援については、母親の心身の状態や能力に応じて公共職業安定所（ハローワーク）やパートバンクへの同行を支援し、職業訓練などを活用して就労先の検討をしている。施設内の掲示板には、求人案内を掲示し、数種類の求人誌が自由に閲覧できるようにしている。就労・生活支援パーソナル・サポート・センターとの連携により、施設内で資格取得のためのパソコン（ワード・Excel）研修を3～6か月間実施している。資格取得の支援では、介護職員初任者研修の資格取得者が2人、調剤薬局事務資格取得者も2人いる。母親が安心して就労できるように、母親が残業で遅くなる場合は1階のロビーで学童の預かりを行っている。保育園からの急な呼び出しには職員が対応している。</p>	
72	A②⑦	② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
	判断基準	a 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	
		b 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。	
		c 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	
		○ 2 母親が望む場合、就労継続のために職場等との関係調整を行っている。	
		○ 3 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	
		○ 4 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	
		○ 5 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	
コメント		<p>就労継続が困難な母親への支援としては、就労についての相談や助言など個別に対応して支援している。母親の職場から、仕事のミスが多いとの相談があり、状況確認のため職場責任者と話し合ったことから、母親に軽度知的障害があることが分かった事例がある。そのことから、療育手帳を取得し、職場の支援で就労継続につながった母親がいる。心身に障害があるため一般就労が難しい母親は、就労支援事業所につなげ、福祉サービスを受けながら就労継続につなげている。</p> <p>就労継続が困難な母親の積極的な受け入れについての検討が望まれる。</p>	